

マジェラー・キルキー著
渡辺千壽子監訳

『雇用労働とケアのはざままで
——20カ国母子ひとり親政策の国際比較』

評者：高橋 睦子

本書は、マジェラー・キルキー (Majella Kilkey) 著『*Lone Mothers between Paid Work and Care*』(Ashgate, 2000) の翻訳である。雇用労働とケアにおける女性のありように注目し、母子ひとり親政策について20カ国にもおよぶ比較研究に取り組んだ野心作である。著者の研究動機は、イギリスで進行中の母子家庭の母親の市民権の再方向づけへの懸念であり、そうした母親が直面しがちな貧困とケア責任という二重の課題への政策対応の可能性の模索である。著者によれば、本書の目的は2つあり、第一は「福祉国家が女性の社会的市民権をどのように構築しているかについての理解を深めること」であり、第二は、「フェミニストの比較社会政策の中心を、政策の成果とりわけ政策のインプットとアウトカムの関係への注文を含むものへと広げることに関わっている」とされる。

本書は比較研究の対象が(拡大以前の)EU加盟の15カ国とオーストラリア、日本、ニュージーランド、ノルウェー、アメリカの計20カ国に及ぶ点だけでなく、全10章のうち第2章から第3章にかけて先行研究についての理論的な確認作業を緻密に展開しているため、全体として重厚長大な著作という印象を受ける。博士学位論文に基づくモノグラフの出版では編集作業が

重要な意味を持つが、この第2、3章がもう少し凝縮されていれば、この種の比較福祉国家研究に習熟した読者にとっては、肝心の本書のテーマについての本格的な論考の幕開けを第4章まで待たずにすんだであろう。

しかし、見方によってはこの第2章と第3章は本書の大きなメリットでもありうる。これらの章は、エスピン-アンデルセンを中心とするメインストリームの比較福祉国家研究と、それに関して批判的な議論を展開したフェミニスト・アプローチの比較福祉国家研究との双方についての懇切丁寧なレビューである。とくに、これから比較福祉国家研究を学ぼうとする読者にとっては親切的な記述である。第2章では、著者は、研究史上の文脈におけるエスピン-アンデルセンの業績は、福祉国家の質的特徴・本質のアウトラインに注目し、それ以前の比較研究を超える次元を展開したと要約している。ただ、著者はエスピン-アンデルセンの研究をレビューする中で、「福祉国家レジーム」という表現を用いているが、エスピン-アンデルセン自身は、他の研究者からの批判に応える中で、議論しているのは「福祉レジーム」であって「福祉国家レジーム」ではないと明言している(Esping-Andersen 1999:73)。個別の福祉国家ではなく福祉国家クラスターとの関連で福祉レジームの特質の抽出が、エスピン-アンデルセンの論考の核心であったはずである。

第3章では、フェミニスト福祉国家研究の問題視角を明らかにするために、まず、エスピン-アンデルセンが依拠しているマーシャルの市民権概念についてジェンダー・バイアスを指摘している。マーシャルの理想的市民権は、差異のない地位に付与される権利と義務に関して平等と考える。しかし、市民権は雇用と密接に関係しており、女性のニーズが配慮されないために市民権についての女性と男性の差異化が生

じる。著者はさらに、エスピン-アンデルセンの福祉資本主義の三つの世界を「それは男の世界」と断言し、主流派政治理論が政治の場所を公的領域に限定し、私的領域について無関心であったことを指摘している。エスピン-アンデルセンはさまざまな批判をバネに、「脱家族化」(defamilialization)という概念をレジーム理論に追加している(Esping-Andersen 前出 61-70)。この点について、著者キルキーは直接言及していないが、キルキーの著書の出版が2000年であることから、エスピン-アンデルセンの議論との時間差があったとも考えられる。そうだとすればこうしたすれ違いは残念である。

著者はフェミニストの福祉研究についても批判的である。ただし、フェミニスト研究者という位置付けについて著者は不問の扱いをし、明確な規準でもって「フェミニスト」であることの意味を明示的には語っていない。ジェンダー・バイアスについて敏感でまた男性たちによる主流の福祉国家研究について批判的だという点で、著者自身がフェミニストであることも暗黙のこととされているようだ。さて、著者によれば、先行のフェミニスト理論が、福祉国家を家父長的か資本主義的またはその両方と理解する傾向から、福祉国家間の多様性の考察に踏み込めないという失敗に至る傾向があり、さらにその傾向が同様の失敗の回避を妨げているとされる。

また、著者は、フェミニスト理論・活動が、ジェンダー中立を求めるリベラルフェミニズムの立場と、市民権についての男女の差異化を求める立場の矛盾「ウルストンクラットのジレンマ」(ペイトマン (Carol Pateman) の命名)を克服していない点も見逃していない。こうした論考に基づいて、著者は、ジェンダーの差異について雇用とケアを同時に研究の射程に含めることの意義を主張している。したがって、著者

は、女性と雇用労働の関係、および女性とケアとの関係が福祉国家によってどのように構築されるかを分析することで、各国の女性の社会的権利の構造を包括的に考察するという研究課題に到達する。ここで一言日本からの視点に触れるとすれば、ケアの意味するところとのズレ、つまり、あくまで本書でいうケアとは育児ケアであり、高齢者ケアは最初から視野の外に置かれている。また、本書が問題提起していない点として、異性愛以外のカップルの存在が挙げられよう。自らフェミニストを標榜しながら、ジェンダー・バイアスの社会構造の礎ともいえる異性愛主義については疑義さえ表明されていない。

第4章は本書の核心を成す。本章では「(母子)ひとり親」の定義と用語法についての問題が取り上げられている。ローンマザーの本質に関して、著者は個別の国のケースにとどまらず、むしろ、比較にとって有益なアプローチとして普遍的なローンマザーの範疇に関心を絞り、社会学的見地からローンマザーの特徴を考察している。ローンマザーへの学問的・政策的関心は、その母親が有配偶か無配偶かといった婚姻上のステータスと深く結びついている。ローンマザーの本質は、直接的ではなく、有配偶の母親を標準としてそれとの相違点や逸脱から論じられる傾向が強い。(男性)パートナーが存在するかしないかによって、母親の家計と子育てについての責任分担の可能性が左右されるのは自明である。しかし、そうした割り切り方にも問題が残る。なぜなら、既婚夫婦間の就労・子育てについての分担のありようにも大きなばらつきがあり、場合によってはローンマザーに限りなく近い状況におかれた有配偶の母親も存在する。著者は、ローンマザーを「男性パートナーがいないので、子どもの物質的・情緒的福祉の、専らあるいは主たる責任を引き受けなければな

らない母親」と定義している。

先行文献では、ローンマザーに代わり、「シングルマザー（ファミリー）」、「ソロマザー」、「ワンペアレント・ファミリー」、「ファーザーレス・ファミリー」、「ディスラプテッド（disrupted）ファミリー」といった表現も用いられてきた。著者がローンマザー（ファミリー）を用いるのは、明快さ、正確さ、イデオロギー上の中立性に基づいている。ファーザーレス・ファミリーはローンマザーを社会にとっての脅威として表す文献にしばしば登場する。一方、バーバラ・ホブソン（Barbara Hobson）が提唱した「ソロマザー」には「自力で母親として飛躍している女性の強さを示すという政治的な戦略」という含意がある。パートナーの有無や責任分担の大小にかかわらず、自力で生き抜く女性の強さをホブソンが語るのには、彼女がスウェーデンでの状況を念頭に置いているからであろう。ソロマザーには、ローンマザーという言葉から想起される孤立し社会から置き去りにされがちな惨めな母親像ではなく、自ら支援ネットワークキングを再編しながら、したたかに生き抜いていく母親への激励がこめられているといっても過言ではないだろう。

著者は、育児と世帯の生計についてほぼ単独で責任を負うローンマザーの二重責任がケア責任と雇用労働の極度の緊張関係を表し、そうした状態にある女性に対して福祉国家がどのような処遇を供しているかは、福祉国家が女性一般に対して雇用労働とケアの関係をどのように構築しているかを示す本質的な例だと指摘している。有配偶女性の処遇は男性配偶者の存在によって曖昧にされる可能性もあるが、ローンマザーへの支援はその社会での女性の地位を一層明確に示し得る。

ローンマザーは固定的な状況でもなければ全く社会から排除された存在でもない。確かにイ

ギリスではローンマザーでいる期間が長期化する傾向も指摘されているが、ローンマザー人口そのものには相対的な流動性がつきまとう。ローンマザーであっても拡大家族や友人、隣人たちを含む支援ネットワークを築くケースも稀ではない。とりわけ欧米の一部に顕著にみられるように、子連れで再婚・同居しニューファミリーが形成されることが珍しくなくなった社会では、ローンマザーは次のパートナーを得るまでの過渡期の期間である可能性が高い。また、近年の日本を含むアジア諸国における離婚率の増加傾向からすれば、ローンマザーを欧米特有として対岸の火事とみなし、その存在や問題を矮小化することは、もはや適切ではないであろう。家族の形成や解体は安定化ではなく、むしろどの女性にもローンマザーになるリスクが高まっている。

ローンマザーの雇用率と貧困率についての国際比較は、差異の大きさを示している。ローンマザーの貧困についての比較推計は困難であるが、著者は、LISやEurostatのデータを情報源としつつ、ローンマザーの雇用と貧困のパターンから20カ国について分類を行っている。ローンマザーと雇用労働者について貧困な母親、貧困でない母親、貧困な労働者、貧困でない労働者という4層の分類を示したうえで、著者はさらに主流派のエスピン＝アンデルセンのレジーム類型論との間にはほとんど適合性がないことを指摘している。また、ホブソンやルイスたちがジェンダーに注目して展開してきた類型論とも不適合性が見出されると述べている。こうした先行研究の限界を明らかにしつつ、著者は、女性が雇用労働とケアの連続的な期間を容易に移動できるようにする政策と、雇用労働とケアに対する男性の関係に作用する政策とが、従来の研究では看過されてきたとする。したがって、この研究は、ローンマザーの就労を可能にする

政策、ローンマザーがケアに専従できる政策、ローンマザーが就労とケアの交替期間を移動できる政策という3つの政策に的を絞って検討している。また、ローンマザーそのものについて、離婚、別居、非婚のケースに限定されている。

研究の範囲に含まれる諸制度は多岐にわたる。ケアでは主に社会保障制度におけるローンマザーの処遇であり、雇用労働では出産・親休暇、家族的理由による年次休暇、認可の保育施設、公教育のスケジュール、パートタイム雇用対策、直接の所得税と社会保険料・健康保険料、また、就労とケアの交替期間の移行期については給付の所得代替率、再雇用政策が含まれる。

この研究で用いられている研究方法には、国別研究担当者（日本は埋橋孝文氏）の利用、質問表形式の使用、「モデル家族所得マトリックス」の利用という特徴がある。比較の有意性を高めるために、1994年5月という一時点での各国の情報が収集された。マトリックスとの関連では、家族類型の選定が決定的な意味を持ち、著者は2歳11か月の子どもが1人いるローンマザー、7歳の子どもが1人いるローンマザー、7歳と8歳の子どもが2人いるローンマザーを選んでいる。収入水準については、平均収入の2分の1のローンマザー、平均収入のあるローンマザー、無収入・長期失業で社会扶助を受けているローンマザーが選ばれている。

第5章から第8章までは、＜貧困な母親＞、＜貧困でない母親＞、＜貧困な労働者＞、＜貧困でない労働者＞という4つの範疇についての論考である。第5章の＜貧困な母親＞の国々は、オーストラリア、アイルランド、ニュージーランド、イギリスである。これらの国々では、ローンマザーの大多数は育児に専従し、この間は貧困に対するバルネラビリティが高い。それでも、ローンマザーが育児に専従している割合は、アイルランド78%、ニュージ

ランド73%、イギリス58%、オーストラリア57%といったばらつきもみられる。著者は、育児、雇用労働、移行期におけるローンマザーの社会的権利についての各国間の相違についてさらに論考を展開している。このグループの国々には、ローンマザーが雇用労働よりも育児に従事する方が有利であるという点で共通点がみられる。一方、就労時や育児から就労への移行期における社会的権利について弱点を共有していることも指摘されている。また、アイルランド、ニュージーランド、イギリスでは保育制度が相対的に不十分であるが、オーストラリアでは国家が子育てに関して大きな責任を負っているように、グループ内にも多様性がある。著者も認めているように、政策環境と、ローンマザーの雇用と貧困のパターンとの関係についての説明は困難な作業である。

第6章の＜貧困でない母親＞グループの国として挙げられているのは、オランダだけである。オランダのローンマザーは就労よりも子育ての方が優位を占めている点で第5章の国々と類似しているが、オランダでは育児に専念するローンマザーの貧困リスクが比較的低い。オランダのローンマザーは、長期間経済的に支援される育児期間の権利を有している。所得水準が比較的低いローンマザーへの高い所得代替率は、ローンマザーを育児役割に固定するリスクもあるが、彼女たちは職業訓練制度を利用する資格を付与されており、訓練制度への参加促進の努力がみられる。

第7章の＜貧困な労働者＞という3つ目のグループには、オーストリア、ドイツ、ギリシャ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、ポルトガル、スペイン、アメリカといった多数の国が属する。これらの国々ではローンマザーは育児に専従するよりも就労する傾向が高いにもかかわらず、就労はローンマザーを貧困リスクから守ってい

ないと考えられる。このグループでは、ローンマザーの雇用率は日本の87%からアメリカの60%にまで広がりがある。貧困率はオーストリアの42%からギリシャの13%にまで開きがある。このグループの国々では、多くの場合、就労以外の選択の余地がなく、アメリカを除いてはローンマザーの就労技能を向上させる施策が不十分であり、また、アメリカ以外の国々では特定の賃金補助制度がなく、その結果、平均の半分の収入でも平均収入でもローンマザーは再分配過程において損失を蒙っている。しかし、政策環境とローンマザーの活動状態・貧困率についての型は、大部分の南欧諸国には該当しないようである。

第8章の<貧困でない労働者>と呼ばれる4つ目のグループは、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ノルウェー、スウェーデンから成る。これらの国々は、雇用労働につくローンマザーの人口が際立って多く、就労するローンマザーの貧困リスクが比較的低いという点で、他の16カ国と区別される。育児でなく雇用労働に従事するローンマザーの割合はフランスの82%を筆頭に高い水準にある一方、フランスは就労しているローンマザーの貧困率も12%と他（スウェーデンの1%からノルウェーの6%の間）よりも高い。就労ではなく育児に専念する少数のローンマザーも相対的に貧困から守られているが、これはフランスには当てはまらない。著者は、これらの国々についての検証を通じて、被用者であり、かつ「貧困でない」というローンマザーの二重性に関して、北欧諸国においては、就労している親の育児責任に対して高い社会認識があることを指摘している。

第9章は、20カ国についての4つのグループ別分析の限界についての内省的な論考である。各グループの国々の特別な政策論理の存在や影響力には手が届かず、グループ内の国々の差異

に関心を寄せながらも結果的にはむしろ共通点の説明に傾倒し、各グループ内ごとに複雑な政策環境の構図が浮上したと、著者は述べている。雇用労働、ケア、それらの間の移行期での社会的権利の質について一般的な結論に至るのが困難であったと率直に認め、さらに、国の分類についての再構築（4つのグループに替わる6つのグループ）を提唱している。アメリカ（ローンマザーは就労者としてもケア提供者としても支援されない）とルクセンブルグ（ローンマザーはケア提供者として不十分ながら援助される）はそれぞれ単独で1つのグループとされ、第3のグループ（ローンマザーが就労者として不十分ながら支援される）はギリシャ、イタリア、日本、ポルトガル、スペイン、スランス、第4（就労者としてよりもケア提供者としてローンマザーが援助される）はオーストラリア、アイルランド、ニュージーランドとオランダ、第5（ローンマザーはケア責任をもつ就労者として援助される）はスウェーデンとベルギー、第6（ローンマザーは雇用労働者としてもケア提供者としても支援を受ける）はオーストラリア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ノルウェーである。

最後の第10章は女性の社会的権利とアウトカムの国際的差異についての考察である。ここでは、これまでの20カ国を対象とする国際比較研究の論考を基盤として、著者にとっての究極の研究目的である現代のイギリスの社会的権利に関わる政策に対するインプリケーションが述べられている。今後の研究の方向性について、ケア責任についての女性研究を一層掘り下げていくこと、つまり、ケア提供責任の範囲についての再検証（高齢者介護も含まれ得る）、そして、第2には本書のような研究への男性の統合である。

以上のように、本書は、研究対象国の協力者

たちの協力と洞察にも支えられた労作である。力作であるだけに読者にもそれなりの体力が前提とされよう。膨大なデータや情報量という点では、従来のジェンダー比較研究のスコープを拡げ、質的にも深めたといえる。最終章まで息切れすることなく課題設定を続け、分析と論考を積み重ねて行った著者の学問的情熱は、日本の読者にとっても大いに刺激を与えるであろう。読みやすく洗練された文章で本書の翻訳を手がけた訳者諸氏の努力の賜物でもある。フェミニスト研究者かメインストリームの福祉レジーム研究者かといった壁を越えて、日本においても本書の提起した福祉国家による社会的権利

の構築のありようについての課題が共有されることが望まれる。

(マジェラー・キルキー著／渡辺千尋子監訳『雇用労働とケアのはざままで—20カ国母子ひとり親政策の国際比較』ミネルヴァ書房、2005年4月、vi+327頁、定価3500円+税)

(たかはし・むつこ 鳥根県立大学教授)

(参考文献)

Esping-Andersen, Gosta 1999 *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford: Oxford University Press (渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業社会の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店、2000年)

憲法「改正」

軍事大国化・構造改革から改憲へ

一橋大学教授
渡辺治 著

定価(本体一〇〇〇円+税)
A5判並製 一四四ページ

はじめに

- 1 いま、なぜ改憲か
- 2 憲法九条は現実をいかに変えたのか?
憲法の力とは何か?／憲法九条を具体化した運動の力
- 3 経済グローバル化と改憲のねらい
軍事大国化・構造改革推進と改憲／軍事大国化への圧力と欲求／グローバル競争と構造改革
- 4 軍事大国化の完成と九条改憲
軍事大国化の第一段階と改憲回避／軍事大国化の第二段階—日米軍事同盟実行体制の確立／軍事大国化の第三段階と改憲の政治日程への浮上／九条改憲案の三つの類型
- 5 改憲の長期的なねらい—構造改革と改憲
なぜ改憲派は全面「改正」を主張するのか?／構造改革の諸課題と改憲／社会統合「再建」のための新たな国家構想の二つのタイプ／構造改革と関係する改憲案—二つのタイプの構想／教育基本法「改正」論との共通性／市民上層の形成—改憲案の社会的基盤
- 6 改憲はいつまで進んだか—国民投票法のわが国
改憲実行に立ちはたかる困難／国民投票法の何が問題か?
- 7 改憲を阻止するために
憲法九条を守ってきた闘いの到達点に対する確信を／「殴る側の大国」になつた自覚を／九条理念の実現の展望を／反グローバルリズム、反構造改革の闘いと九条擁護の運動／社会的多数派の結集で政治を包囲する／統一して闘うことの重要性—安保の教訓

あとがき

旬報社

東京都文京区目白台二一四—三
TEL 03(3943)9911
TEL 03(3943)8396
FAX 03(3943)8396
E-MAIL info@junposha.co.jp